２　「数・額面金額」の欄には、株券については株数（単位：千株）、受益証券については口数（単位：百万口）、債券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。このうち、第136条第１項第５号ロ及び第６号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

［３・４　略］

［(12―２）～⑭　略］

⑮　自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子募集業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

［①～⑧　略］

(15―２）　［略］

(15―３）　自ら行った法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の募集等に係る業務の状況（電子募集業務に係るものに限り、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

①　法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	契約額
法第２条第２項第５号に係るもの		百万円
法第２条第２項第６号に係るもの		
合計		

②　募集又は私募を行った法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券一覧表

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考
			円 口 （　）	円	
			円 口 （　）	円	
			円 口 （　）	円	
合計額			円 （　） うち暗号等資産での出資 円	円	うち適格機関投資家向け 本

（注意事項）

⑮⑥の注意事項に準じて記載すること。

２　「数・額面金額」の欄には、株券については株数（単位：千株）、受益証券については口数（単位：百万口）、債券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。このうち、第136条１項第５号ロ及び第６号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

［３・４　同左］

［(12―２）～⑭　同左］

⑮　自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

［①～⑧　同左］

(15―２）　［同左］

［加える。］